

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会

放射性廃棄物ワーキンググループ（第15回会合）

日時 平成27年1月20日（火）10：00～11：50

場所 経済産業省 本館17階 第1特別会議室

○小林放射性廃棄物等対策室長

定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会第15回放射性廃棄物ワーキンググループを開催いたします。

本日はご多忙のところ、多数の委員の皆様にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日、オブザーバーとして原子力発電環境整備機構の近藤理事長、電気事業連合会の廣江副会長兼最終処分推進本部長にそれぞれご参加いただいております。ご報告させていただきます。

続きまして、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。お手元をらんください。

本日、座席表の次に配付資料一覧に続きまして、議事次第、委員名簿、資料1として事務局提出資料、参考資料1として、現行の最終処分法の基本方針でございます。それから、参考資料2は地層処分技術ワーキンググループ第10回会合資料よりの抜粋ということで配付をさせていただいております。それから参考資料3は、席上のみ、放射性廃棄物ワーキンググループの中間とりまとめの小冊子を配付させていただいております。

それから、最後に本日ご欠席の伊藤委員からご意見を資料2で頂戴しておりますので、席上に配付をさせていただいております。

以上でございます。

もし、過不足ございましたら、事務局のほうまでお申しつけいただければと思います。

なお、本日の委員の出席状況でございますが、あいにく3名の方、伊藤委員、高橋委員、徳永委員がご都合によりご欠席でございます。

それでは、ここから増田委員長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○増田委員長

おはようございます。それでは、会議の方をお手元の議事次第に従って進めてまいります。今日の議題は、前回に引き続いて「地域における合意形成に向けた仕組みの整備について」、こちらを議題としたいと思います。

終了予定時刻は12時を念頭に置いております。議事運営のご協力をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

では、事務局から、まず資料1に基づいて説明をお願いして、その上で質疑を行っていきたいと思います。

では、事務局からよろしくお願いします。

○小林放射性廃棄物等対策室長

早速ではございますけれども、改めて私の方から説明をさせていただきます。

資料1、横長の資源エネルギー庁のクレジットの資料でございます。前回に続きまして、同じ議題のもとで②ということで議題として掲げてございます。

1 ページ目、「本日の議論のポイント」ということで念のため整理をさせていただきます。今回は、地域の合意形成に向けた仕組みについて、前回の議論を踏まえまして、前回の中では中身もさることながら、制度的にどのように位置づけていくのかということについても多数のご意見いただきましたことも踏まえまして、最終処分法に基づく全体の制度体系の中で、何をどのように位置づけるかということを中心に議論いただきたいというふうに考えてございます。

特にこれまでの議論を踏まえますと、真ん中に掲げました①から④の事項、こうしたことを中心に議論いただくことがよろしいのではないかとということで提案をさせていただいております。

①が「文献調査の開始に至るまでの理解活動」ということで、全体の制度化ということで法定調査プロセス以降のことが念頭に置かれるわけですが、そこに入るまでの地域、それから国民全体への理解ということが大事だというご意見を多数いただきましたので、ここを1つ目として掲げてございます。

それから、②が「法定調査プロセスにおけるNUMOの活動内容」ということでございまして、前回のNUMOからのプレゼンテーション、その後のご議論も踏まえまして、その具体化ということでご議論いただきたいと思います。

③が「住民が参加する地域の主体的な対話の場の設計」ということで、これは昨年来議論されている「議論の場」もしくは「対話の場」ということ、先般は崎田委員からもプレゼンテーションいただきましたけれども、そうしたことの位置づけをご議論いただきたいということでございます。

それから、④、そうした場に対してNUMOなり国なり、どのような役割を果たしていくのかということで全体を整理したところでございます。

なお、このページの一番最後に「※」として書かせていただいておりますけれども、先般も含めまして委員の皆様には、こうしたこと、政府の取り組み全体について広く国民、地域の理解を得

ていくためには、そもそもこの問題の解決の必要性、それから政府としてどういう方向に向かおうとしているのか、制度としてはそれをどうやって位置づけていくのかというようなことも含めて全国大での理解活動を進めていくことが大事だというご意見も頂戴しております。

こうした議論を重ねた上で、国としても前に立ってそうした説明、理解活動を進めていきたいと思っておりますけれども、そのためにも、これまで昨年来ご議論いただいていたような中身について、今回も含めまして制度的な位置づけについてある程度固まりましたら、基本方針の改定、それから基本方針に連なるような制度全体の設計ということも考えまして、こちらのほうで議論を重ねていきたいと考えているところでございます。

2ページ目、参考として、特にこの先、制度論全体を語ろうとすると以下のような点が大事ではないかということで付けてございます。

(1) は、「地域の合意形成に向けた仕組み」ということで、まさに本日、前回から続いてのご議論でございますけれども、その先、次回以降ご議論できればというふうに考えておりますが、(2) として「可逆性・回収可能性の担保」というふうに柱立てしております。代替オプションの調査研究などを含めまして、将来世代による処分方法の再検討をできるようにすると。それから、そのための技術的な担保ということで回収可能性に関連する技術というようなことの調査研究や評価ということも大事だということを昨年5月の中間とりまとめでも明記したところでありまして、こうしたところもこの先には議論したいということでございます。

(3) 「NUMOや経産省等の活動に対する評価」ということで、これまでもこの場で皆様から特に大事だというご意見を頂戴してきたところであります。使われ方が幾つか多義的だというご意見がこの場でもあったかと思います。3つほど書いてございます。

1つは、処分オプションの技術的な評価。まさに技術面の評価ということでございます。それに加えて、処分地選定に関するNUMOや経産省の活動の適切性の評価と。これはまだ選定というものの、何ら着手がされていないわけですが、将来的には地域に入っていく活動を進めば、それを第三者的な立場から評価をするということが大事だというご意見も頂戴しました。

それから、3つ目に掲げましたのが、前回でいきますと「セカンドオピニオン」というような言い方でご議論されたところでございます。地域の合意形成過程において、まさに対話の場のようなところでいろいろな地域の方の学び、対話というものが進んでいくようなことを想定した時に、NUMOや経産省といった推進側の情報のみならず、違う立場からの情報、意見、助言といったようなものがもらえるようなことが大事だということもこの大きな概念の中でご議論されてきたというふうに思っています、3つほど書いてございます。この議論につきましては、詳細、

本日はなく次回以降でと考えてございます。

3 ページ目も参考で付けてございます。最終処分法に基づきまして、先ほど触れました基本方針、これは概要調査地区の選定等に関する事項であるとか、技術開発に関する事項であるとか、住民、国民の理解を高めるために打つ施策に関する事項であるとか、そうしたことを政府の方針として明記しまして閣議決定をするというものでございますけれども、こちらのほうがまず大きな柱としてありまして、この方針に基づいて、国としては処分計画というものを閣議決定する。それから、それを受けまして実施主体の方で実施計画、事業計画という、ここでいいますと黄色に色塗りしてあるところを作るといふ、これが最終処分法の全体の制度設計になってございます。本日以降のご議論、このフレームワークを念頭に置いてしていただければというふうに思います。

詳細な説明は割愛しますが、参考資料1として、現在の最終処分法に基づく基本方針、平成20年3月14日の閣議決定でございまして、こちらをお手元の方に配付をしております。この字の大きさで、6 ページにわたるものでございますので、中身の説明はこの場では割愛させていただきたいとします。本日は、この基本方針をどういうふうに文言を変えていくかというご議論ではなくて、こうしたことをやがては変えていくということを念頭に置きながら、どのような要素、エッセンスを入れていくということが大事かという中身のほうのご議論をしていただきたいということでございます。後ほどその部分について説明をさせていただきます。

資料の4 ページ目、「基本方針の根拠条文」ということで、真ん中のところだけ見ていただければと思いますけれども、基本方針にどのようなことを定めるかということ、これは法定されてございます。第三条の2のところに漢数字が一、二、三、四、五、六、七というふうに並んでございますけれども、こちらの方に掲げている事項を定めなければならないということになっておりまして、先ほど触れました平成20年の閣議決定でも、この順序立てで整理がされているということ念のため言及させていただきます。

駆け足ですが、5 ページに移っていただきたいと思います。ここからが本日のご議論の中心部分であるというふうにご理解ください。前回に続きまして「地域の合意形成に向けた仕組み」ということでございますけれども、これまでのご議論を踏まえて、どのような事項、ポイントについて制度的な位置づけを検討していくべきだろうかということを事務局として整理をしたものでございます。

先ほど最初の方のページで、①、②、③、④というふうに大きく4つぐらいに分かれるんじゃないかというお話をさせていただきましたけれども、その柱立てに従いまして、1 ページずつ問題意識とポイントの案というものを上半分、下半分に整理をしているものでございます。

今お手元の5 ページ目でございますと、まず①「文献調査の開始に至るまでの理解活動」という

ことで整理をしています。「問題意識」ということで上半分でございますけれども、地域において本事業を前向きに検討してもらうためには、広く国民の間で最終処分の必要性を共有し、こうした調査の受け入れを検討する地域に対して、敬意や感謝の気持ちを持つというような認識を醸成していくことが重要だと。

それからもう一点は、文献調査が開始される前の段階から住民に適切に情報提供がなされ、地域住民の間で積極的に理解を深める活動が行われることが重要だと。

こうしたようなことを先般の中間とりまとめ、その後の議論でもご指摘をいただいていたところでございます。そうしたことを踏まえまして下半分でございますけれども、基本方針及びそれに関連する計画等にこういうような要素を入れていったら政府の立場として明確になるんじゃないかということで書いてございます。

長い文章になってございますので端折りながらさせていただきますけれども、科学的により適性の高い地域を示して立地への理解を求めていくということを国が行うと。そのために、NUMOや事業者などと連携し、それから都道府県や市町村とも意思疎通を図りながら、どうして科学的有望地を提示するのかと、それからその後の処分地選定プロセスとはどういう関係にあるのかといったこと全国大で理解促進に努めることが大事だというご指摘をいただけてきました。そうしたことをはっきり書いていったらどうかということでございます。

それから、上段のご説明に符合するところでございますけれども、その際にはこの課題解決の社会全体の意義であるとか、それからどこかの地域で関心を持っていただくと、そういう地域はたくさん出てきていただくというようなことが大事だということでございまして、それをその他の地域が冷静に見守るようなことができる環境の醸成に国として努めるということが国の責務、役割として大事ななということでございます。

その中で、NUMOは有望地の提示を踏まえまして、国や事業者とも連携しつつ重点的な理解活動を行っていくと。そして、関心を持って理解を深めようという地域があれば、そこに継続的な学習の機会が提供されるように努めるということが大事だというご指摘、これもこれまでにいただけてきたところだというふうに思っております。

その中で情報提供、それからこれはNUMO自身、もしくはNUMO以外の専門家ということもあると思いますけれども、いろいろな情報が地域の関心に応じて、きちんとした形で提供できるように、もしくは彼らが得られるようにというような支援を行っていくということだと思っております。

それから、国が前面に立ってということの内数でございますけれども、NUMOと地域の間でそうした対話というものが円滑に進むように国として関係自治体に対して協力を求めていくとい

うこともあるだろうということで最後書いたところでございます。

ページめくっていただきまして6ページ目の②というところでございますけれども、法定調査プロセスに入ってからNUMOの活動内容ということで、これは前回のNUMOからのプレゼンテーション及び皆様のご意見を踏まえて簡潔に整理をしてみたところでございます。

現状、NUMOの法定調査段階での調査事項は地質環境に関する事項のみということになってございます。他方で、先般もご議論ありましたが、処分地選定が順調かどうか紆余曲折も経ながら進んだ北欧等においては、実施主体が地域の経済等と与える影響について調査することが制度上位置づけられ、それを契機に実施主体と自治体、住民とのコミュニケーションが図られてきていると。そういう経験則を踏まえたと、下半分でございますけれども、こういうようなことを位置づけていったらどうかということでございます。

NUMOは、処分事業に関する地域の合意形成を促す観点から、各調査段階において当該地域の処分事業との共生可能性に関する情報提供、もしくは意見交換といったものを地域と緊密に行うと。このため、NUMOは地質環境に関する調査に加えて、地域の関心等を踏まえて処分事業が当該地域と与える経済的・社会的な影響についても調査を行うと。こうしたようなことを制度の中に位置付けて、NUMOの事業の諸計画にも反映できるような形にしていっていただくということでございます。

今申し上げたことの参考を7ページにつけてあります。

左半分に現行の最終処分法上どういうことをNUMOは調査をしなければならないというふうに書いてあるかということでございます。これは文献調査に関するものを例示として抜粋してございますけれども、地震であるとか活断層であるとか、地下の岩質、土壌の状況であるとか、そうしたようなことを調査するというようになってございます。

それから右半分は、現行NUMOが調査を開始した後、どのように地域の住民等々、コミュニケーションをとるかということでございまして、詳細説明を割愛しますが、調査期間中、ずっと継続的なコミュニケーションをとるというよりは、調査が終了したところで、その結果を説明するというようなことに重きが置いた設計になってございまして、そうしたことを拡充していったらいいんじゃないかというのが1つ前のページでご提案をしているところでございます。

ページの8のほうに移っていただきたいと思います。③です。

「住民が参加する地域の主体的な対話の場」の設計」ということで先般もご議論いただきました。5月の中間とりまとめでも非常に重要なところというふうにご議論されてきたところでございます。

前段、上半分はこれまでいろいろなご意見をいただきましたものを本当に簡潔に整理してござ

いますけれども、2点掲げております。

住民不在で処分事業が進められるとの懸念を払拭し、地域の信頼を得る上で、多様な立場の住民が参画する地域の合意形成に向けた仕組みが必要であると。

それから、北欧等では地域のステークホルダーが参画する主体的な検討の場が設置されており、国や実施主体から運営資金の支援や情報の提供など必要なサポートが行われているということでございます。

これに関連しまして、昨年の夏までの間にもスウェーデンの例であるとか、もしくはフランスの例であるとかというようなことはこのメンバーでもご議論いただきましたし、前回でも、例えば崎田委員のほうから他国の例というようなこと、もしくは、したがって、それを日本に落としたらということが設計できるかということをご提案いただいたわけでございます。

そうしたことを踏まえまして、下半分でございますけれども、このように記載をしてみました。NUMOによる文献調査等が実施される市町村においては、その後の概要調査地区選定に向けた合意形成に資するよう、最終処分事業に関する地域住民相互の情報共有及び対話を促進するため、住民が参加する「対話の場」が設置されることが望ましいというふうに書いてございます。

1つ、すみません。ここで言う「概要調査地区選定」の後には「等」を入れていただいて、こちらの脱字でございます。失礼いたします。

次のステップに進むまでの間に地域の方が主体的に判断をする。そのためには、いろいろな学びが必要であり対話が必要であるということで、そのための情報共有及び対話の場としてこういうものを設計したほうがいいというご議論でございました。したがって、そうしたものができることが望ましいという書き方をしてございます。他方で、これは地域地域が自主的、主体的に判断をし、設計・設置していくものであるべきであるというご意見もございました。したがって、ここでは国として方向性、それからどのような役割を果たすべきかということの方針としては示すということではありますけれども、自治体として地域としてどのように考えるかということはこの主体性も勘案しまして、このような表現にしているところでございます。

それから「対話の場」、ここはもう「(仮称)」というふうにしてございます。例えば、これまで例示がありましたような他国の例、フランスでいきますとCLISという、直訳すると「情報フォローアップ委員会」と、そんなようなことになるのでしょうか。そういうようなことを日本でも考えるべきだというような話もありましたけれども、「委員会」であるとか「協議会」であるとか、そういうような表現を使うと、既存のものとの連想も進みまして、もともとこの場で皆様からご提案いただいていたようなものと違うものが想起される可能性もあるかなということで、事務局からは現時点では「対話の場」というような表現でご提示してございます。よりよい

表現などがあれば、ご議論の対象としていただければというふうに思います。

この「対話の場」ですけれども、下半分、どのような役割を担うかということで、地域の状況や関心などに応じて柔軟に設計されることが必要であるというふうにした上で、しかしながら、基本的には以下のような役割を担うことが期待されるのではないかとということで3つ書いてございます。

1つが処分事業の安全性、それから事業との共生ビジョン、そういったような地域の関心事項について対話を行い、理解を深めると。まさに対話の場であるということが1つでございます。

それから、そうした関心事項について、国、NUMO、それから国・NUMO以外の専門家——まあ、第三者の専門家、もしくは「セカンドオピニオン」というようなご議論、前回ありましたけれども、そうしたところから情報提供、もしくは助言といったようなものを求めていくということが2つ目として、機能として書いてございます。

それから3つ目でございますけれども、ここの「対話の場」に参画するのは、人数としては全住民ということではないということが想定されて議論重ねられてきたかと思います。前回、崎田委員の1つのアイデアとしては20人程度というふうなお話もありました。これは、地域の状況に応じていろいろ違う設計があり得ると思いますけれども、イメージとしてはそういうものだったときに、ここに参画する住民がこうした場での情報共有、それから学び、対話といったものを重ねるわけですけれども、そこから広く住民に情報を定期的に共有していくと。それから、同時に多様な住民の関心や意見というものをこちらのほうで吸い上げていくというふうなことが期待されるのではないかなということで3つ目として書いてございます。

続きまして、ページの9に移っていただければと思います。

今の「対話の場」に関する続きでございますけれども、こうしたところにNUMOや国がどういう役割を果たしていくかということで整理をしてあります。

1つ目でございますけれども、NUMOはモデル例を示すこと等により「対話の場」についての地域の理解を求めるとともに、地域の状況や関心等が地域ごとに異なることを踏まえ、それらに柔軟に対応するというふうに書いております。地域が主体的に判断をしていくということですが、地域の実情に応じて、どのような場の設計なり運営というものが有り得るだろうかと、これもまさに実施主体と地域との間での意見交換、対話の対象だと思います。そうしたようなこと、押しつけにならないように主体性を維持しながら、しかしNUMOとして例えばというようなことをお示ししながら議論を重ねていくというふうなことが望ましいのではないかと、このように思いまして、このような記述を案として、してみたところでございます。

それから後段、その運営のための資金の提供や情報の提供など必要な支援を適切に行うという

ことかと思えます。その内数としまして、2つ目に特出しして書いてございますけれども、NUMOは「対話の場」の活動において、NUMOや国以外の立場の専門家等からの情報の提供等が適切に受けられることを確保するというふうにしてみました。これは繰り返して恐縮ですが、いわゆるこの場では「セカンドオピニオン」という言い方で前回もご議論されたところ、こうしたことについて、しっかりと確保されるという方針をあらかじめ示していくことが大事だというご指摘いただいていたと思います。それを踏まえての記述案でございます。

3点目、4点目は国として書いてございます。国は、この「対話の場」に対するNUMOの関与について継続的に監督するとともに、地域の関心等を踏まえ、情報の提供その他の支援を適切に行うということで、地域とNUMOの実施主体との間の関係を国は法令上、地位的にはこれを監督する立場にございますけれども、これまでご議論されてきたとおり、地域からすれば国から直接話が聞きたいと。国の考えを示してほしいと、そういうようなことがあろうということをご議論されてきたところでございます。そうしたことについて、国としても、これも押しつけにならないようにということでございますけれども、向こうの関心、求めに応じて、そうしたことをしっかりやっていくということが大事だろうというふうに考えているところでございます。

それから、最後の行でございますけれども、必要に応じて市町村に対してこうした場の活動に関する協力を求めていくということも国と自治体との関係としてあり得るだろうというふうに想定しているところでございます。

今ご説明したところ、必ずしも全てが反映できているわけではございませんけれども、10ページにイメージ図として、「イメージの案」というのは持って回った言い方でございますけれども、全体の案をさらに模式化したということでご参考までにつけているところでございます。

左半分がまさに一番大事な地域のイメージでございまして、真ん中に「対話の場」というものを書き、そこに期待される役割は先ほどご紹介をしたとおりですけれども、そこに地域を代表するような多様な住民が参加をするということを想定し、そのバック、背後には、より多くの、より広範な地域住民という方がいらっしゃる。この対話の場の活動を通じて、そうした方との情報の共有や関心や意見の把握といったものを進めていくということがこの「対話の場」の場の基本設計であるというふうに理解をしています。それに当該自治体である市町村が関与していくということで、ここは「地域の状況等に応じた関与」ということで書いてございますけれども、具体的に自らが設置・運営をどっぷりとしていくというパターンもあるでしょうし、より緩やかな関与ということもあるかもしれません。これは、地域の状況に応じてということを書いていくところでございます。

右の方にいきますと、それに対してNUMOや国がどのような役割を果たすかということで、

先のページで触れましたことを線で表していますので、その説明は割愛しますが、右下のところ、「専門家等（国、NUMO以外）」というふうな線も入れているところがございます。地域のご関心や求めに応じてですので、むしろ、このNUMOや国からの関わりが比較的薄くて、自分たちとしてはこういう専門家からしっかりと話を聞きたいというようなこともあり得るかと思えます。

いずれにしても、そうした活動が円滑に進むように、ここの活動費の手当てなどは適切にやっていくということが大事だということ、これも前回ご議論いただいたところかというふうに思っております。

以上でございますけれども、1つだけ本日ご欠席の伊藤委員からご提示がありました一番最後につけた1枚紙、丁寧に文字にさせていただいていますので読んでいただければということですが、私の方でごく簡単に触れさせていただきます。ダイヤモンドの四角が5個並んでございます。前回もご欠席だったので、2回連続だということで議論に参加できないためということでメモをいただきました。

2つ目の黒四角のところで、前回のNUMOのプレゼンテーションに言及する形でそうした活動を進めていくことは積極的に評価したいというふうにまず言っていた上で、その次の3個目、「ただし」ということで若干の懸念ということでお示しをいただいております。前回だとNUMOの資料は「議論の場」ということになってございましたので、今回事務局の資料は「対話の場」というふうに書きましたけれども、同じものに対するご意見というふうにご理解をいただければと思います。

こちらの「運営主体」についてどう考えるかという点についてのご意見でございます。

4つ目と5つ目の黒四角のほうにその懸念というものを具体的に書いていただいているわけがございますけれども、自治体の自主性・主体性を尊重していくという基本的考え方は賛同するという前提の上で、しかしながら、この設置と運営をどれだけ市町村に責任を担ってもらおうかという点については、現実的に考えますと、実際上困難を伴うことも予想されるのではないかと。そうしたノウハウ、それから専門的知識を持つ職員というようなものが必要になってくるわけですが、その育成・確保が容易ではないということで、それを考えますと、最後のところでありますけれども、様々な形がとり得るということで選択肢を広げておいたらいいいのではないかと、そういうような意見をいただいたところでございます。

皆様からのご議論に入っていただく前に、1人の委員のご意見として私の方からご紹介させていただきます。

長くなりましたが、事務局からは以上でございます。

○増田委員長

それでは、今説明がありましたとおり、時間軸で文献調査の開始前の場合と、それから文献調査、すなわち法定調査プロセスに入った場合の事について大きく分けた上で、国とそれからNUMOの役割をどうしていくかということを中心に説明があったかと思います。そして、中心的な場として、ここでは仮称で「対話の場」というふうに言っておりますけれども、この制度設計について、それぞれどのように考えていくのか。こういうことも今説明がありましたので、これについて、今日これから質疑をしていきたいというふうに思います。

ご質問やご発言のある方はネームプレートを立てて、いつもどおりご発言をいただきたいと思いますが、およそ1人3分ぐらいを目途に、前回申し上げましたように、このワーキングでは鐘を鳴らすようなことはしませんけれども、一応3分ぐらいを目途にご発言の内容をまとめていただくスムーズにいくかと思いますので、そこでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構です。

それでは、最初に山崎委員からお願いします。

○山崎委員

山崎です。

この順番は非常にいいと思っております。それで、一番最初に「地域の合意形成に向けた仕組み」の中で、文献調査の前に何をしたらいいかということですが、前回申し上げたんですが、私はこれは地域の間を作って説明しても、何か賛成と反対でけんかしてガス抜きになるような話ではまずいと思っていまして、その前提になることは処分の必要性が広く国民に理解されることだろうと。これをまず真っ先にしないと、その後地域に、例えばここで科学的な必要性、科学的な有望性を示すという図を出した途端に地域の問題になってきますよね、そこで。だから、その前に処分は必要なんだという大前提がないと、その後の議論はもう本当に賛成か反対かとか、いいか悪いかというだけになってしまうような気がしますので、私は真っ先にこれをやっていただきたいと思うんです。それがあれば、今度は科学的合理性の有望地を出したときの議論にスムーズに入れるのではないかと思います。ですから、順番として、ここを最優先にさせていただきたいという意見です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、引き続き吉田委員をお願いします。

○吉田委員

ありがとうございました。

私のほうも今山崎先生の意見にかぶるところがありますが、まずは法定調査のところについて、順不同になるかもしれませんが、6ページに書かれてあるようなNUMOの調査事項の、現在は地質環境に関する事項のみとなっていますが、これに関しては下に書いてあるような形でその情報交換とか意見交換などを今後やっていっていただくというのは大事な部分だと思います。ですので今後は地質環境に関する事項のみではなく、こういったものをベースに法定要件を変更していくというのは大事なことではないかと思います。

それと、文献調査に関わる開始に至るまでの理解活動に関して、これも先ほどの山崎先生のところもかわりますが、ここが私は一番大事だと思っています。たとえば、これは5ページに書かれていますが、「国は」とか「NUMOは」という主語で書かれていますが、誰が、どういうふうにやるのかというところが見えないのが実情です。法定要件以降については「対話の場」ということを1つは具体的に合わせていますけれども、ではこの文献、それ以前の事については、こういう「対話の場」みたいなものは設けないのかどうか。いわゆるそこが地域の人たち、恐らく一番はなぜここなのかとか、どういうプロセスで選定されていくのか、調査されていくのかとか、いろいろな形で何を知りたいのかとか何がわからないのかと、いろいろな要求、あるいは疑問があると思います。ですので、それを適切に提示していくというんでしょうか、そういう仕組みというのがこちらのほうも重要ではないかなというふうに思います。それについても、それがここには何かそういう「対話の場」は作らずにやるのか、ちょっとその辺が見えなかったのも、その辺はぜひ考えていっていただきたいというふうに思いました。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、引き続き寿楽委員。

○寿楽委員

ありがとうございます。

まず総論として、こうした「対話の場」を設けること自体は大変結構なことだと思うんですが、これは地域が主体的に検討する場であるという趣旨を制度化によって実際に実現するということが何より重要だと思うわけです。

その上で、この前もそうだったんですが、この「対話の場」をNUMOが主導して設けるという前提ですと、NUMOはこの場を独立で中立で結論が開かれたオープンエンドなものにする努力をすると同時に、NUMOとしてはこうした施設を検討してもらうことに対して、「理解の獲得」と10ページの図でも書いてありますけれども、そういう活動も同時にしなければなら

ないということになって、これはある種の利益相反というか、方向性を異にするような取り組みを同時にすることを求められるということになるのかなという点を懸念します。

これは、NUMOの皆さんにとっては、どちらの原則を優先して仕事をするべきかというところで齟齬が生じるかもしれませんし、社会、住民の側から見ると、結局はこの「対話の場」も立地推進説得のための場なのではないかという疑念を招いて、このプロセスに対する信頼を損ねることにもなりかねないのではないかと、そこが心配です。

そうしますと、今回基本方針のことにも言及されていますけれども、これを国がどのように制度化するかということが大変重要なのであって、この設置の根拠を何らかの明示的なものによってきちんと担保する。そのやり方の1つが基本方針への書き込みかもしれませんが、そういうことは当然必要だろうと。

それから、「セカンドオピニオン」のことが繰り返し言及されていますけれども、これについても、そうしたことを自治体が求めることを可能にするような、そういうアイデアを実際に制度として——勝手にやるのはどうぞという意味ではなくて、そういうことはできると。そのためのいろいろな裏づけがあるのだというふうにさせていただく必要があって、この10ページの図も、例えば紫色の「専門家等（国、NUMO以外）」という部分は——まあ、これ別に絵の問題ではないんですけれども、イメージとしては逆の左側のところにNUMOや国による働きかけや情報提供とは全く別途のものとして位置付けて、そこには大学ですとかNGOですとか民間シンクタンクとか、いろいろな多様な情報のソースがあるということにすべきかなと思います。

それから、地域の皆さんがそういう検討をしようしますと、当然資金が必要になるわけですが、この資金の確保を、現状ですとNUMOから直接資金提供があるような書き方になっておりますけれども、私はこれはNUMOの先ほどの利益相反の問題を回避するためにも、別なところから直接資金を当該の「対話の場」に対して供給できるような仕組みはないのかなと思っております。例えば北欧の事例がこのワーキンググループでは繰り返し言及されておりますが、原子力環境整備・資金管理センターさんの資料によれば、スウェーデンの場合は、SSM、放射線防護庁というところに対して自治体が申請をして、お金は廃棄物基金というところから来るといふふうになっております。ですから、日本で言えば、規制委員会・規制庁に申請をすると、その原環センターからお金がもらえるというふうになっているそうです。

日本の場合に、そこで規制委員会・規制庁が関与するのかどうかというのは、いろいろ法制上のたてつけの問題もあるかもしれませんが、資金の供給元が廃棄物について積み立てたお金から直接来ているというところが恐らくポイントであって、まず原環センターの業務の一部にそうしたことを加えて、NUMOとは独立な……一応制度的、組織的に切り分けられたところから資金

が供給されるような仕組みもあってもよいのかなと思います。

それから、最後に「対話の場」で対話、議論をするのはいいんですが、そのアウトプットがどのように扱われるのか。その先に何が来るのかということが住民の皆様事前に見えていないと、結局ここは何をする場所なんだ、ということになってしまいます。先ほど山崎先生からもあったように、これはガス抜きなんじゃないかとかということにならないためには、そこで議論を尽くした後、何らかの意思決定、合意形成というからには意思決定があるのですが、それがどのようなやり方で行われ、それがどう扱われるのかということについての見通しをある程度はつきり示す必要があるでしょうし、従来からご議論のある住民投票等の方法の活用についても検討されるべきかなと思います。

長くなって恐縮なんですけど、最後に大変細かい点で恐縮ですけれども、幾つかありまして、1つは5ページに科学的有望地提示の意義について改めてまとめていただいておりますが、これは前の時も私ご指摘したと思うんですが、安全性の優先、あるいはリスク低減のたゆまぬ努力の一環として、この有望地選定というのを位置付けて、それがもって市民の皆さん、地域の皆さんの理解にも資するであろうという、そういう論法だったはずであって、理解の増進そのものが科学的有望地選定の目的であるというふうになってしまうと、それは適切ではないのではないかなと思います。

それから、その後の冷静に見守ることができる環境の醸成というのは、今申し上げたようなきちんと信頼される公正なプロセスがつくられることというのと、もう一つ大事なことは、十分な時間を実際にその議論に費やすことを念頭に置いて、拙速に何かある結論に向かっていくものではないというじっくり時間を進めていく中でさまざまな議論も落ちついてきて熟議が尽くされるということになるのではないかなと思います。

すみません、長くなりましたが以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

そうしましたら、崎田委員お願いします。

○崎田委員

ありがとうございます。

今回議論の内容を4つの項目に分けていただきました。私は分けていただいたのは非常にありがたいと思うんですが、どういうことかというのと、今まで「対話の場」と言っても文献調査に入ってから「対話の場」というイメージでしたけれども、今回、①としてその前の地域の理解活動が重要だという、ここが明確に位置付けられているということが大きな特徴ですし、ここが

重要だというふうに思っています。

今議論している資料の5ページにちょうど当たりますけれども、ここで全国の皆さんとこの情報を共有しながら、まずこの問題をみんなで理解し合う、考えていくということ、それと地域の人たちが勉強する場を確保するという、ここが非常に重要だというふうに思っております。

先ほど来、情報共有だけではなく対話のところも重要なのではないかなというふうなご意見がありました。私もそういうふうな同じような意識は持っておりますけれども、例えば、まずこの問題を学んでみたいと思う地域に対して、国がそういう場をきちんと確保するという、情報提供しますということが大事だと思いますので、情報提供や学び合いを実施して、それでいいという地域もあれば、もっと継続して学び合いたいというふうなところに関しては、徐々に後半提案があるような「対話の場」を提案していくという、いろいろな柔軟なやり方があるのではないかなというふうに思っております。

それで、2番目の法定調査プロセスにおけるNUMOの活動の内容というお話なんですけど、これも私も今まで地質環境だけに限っていたというようなところを今後経済・社会的な環境について加えていくという、この流れが非常に当然というか重要だというふうに思っておりますので、そういうことに対応できるようにしていくというふうなことは大事だというふうに思っています。

次の8ページなんですけれども、では地域がもっときちんと対話をしていきたいという、そういう対話の中で文献調査、そういうのをきちんと受け入れていくかどうかというような話になったときに、住民が地域の合意形成に向けた仕組みという、こういう対話の場をきちんと確保するというを制度の中に位置付けるということは今回非常に大事なことだというふうに思っております。

先ほどご提示いただいた参考資料1に平成20年の閣議決定という文書があつて、私はこれをきちんと読み直してみても実は非常に感銘を受けたのは、かなり細かく丁寧に書いていただいているんです。これをきちんと実施するということが大事だと思っておりますし、この中に欠けているのは、例えば第3章あたりの「関連住民の理解増進のための施策」ということが丁寧に書いてあるんですが、やはりそういう場をきちんと確保するという、今回出ているようなところの文言がそういうところがもうちょっとそこをはっきり書けば全体が動くんだというふうに思いますので、今回もこの基本方針のところに住民が参画する地域の主体的な「対話の場」を確保する。国がきちんとそれを制度的にそういうふうにそういう方針でいくというふうにここに書くことが大事なんではないかなというふうに私も考えております。

4番のそれに対するNUMO、国の役割ということ、今もう既にお話をしましたけれども、ここに書いておくことが大事だと思いますが、では実際にどういうふうに場を設置すること

を国がきちんと役割として呼びかけたとしても、どう運営するのかというのは地域の課題によって大変変化してくるというふうに思っています。ですから、地域が主体的に話し合える場を確保するために、私はやはり地域の方ですので、自治体がそこに積極的に参加していただく、運営に参加していただくのが大変重要だと思っていますが、自治体にとって、それが難しいというような自治体もあると思いますので、そういうときには、それをきちんと支えますというところが、そこを入れておくことが重要なんではないかなというふうに思っております。そういうときに、NUMOと国がきちんとそれを——文献調査とか、そういうときにはNUMOがきちんとそれを支えていかなければいけないというふうに思っております。

10ページのところを見ていただくと、制度としては国の方針に位置付けますが、実施主体は市町村がぜひやっていただきたいけれども、難しいときにはNUMOや国が支えますという話にさせていただくというのがすごく大事だと思いますが、先ほどここでの話し合いをどういうふうにアウトプットに活用するのかというご意見がありました。私は、それは市町村が自分たちの地域の将来を決め——ですから、文献調査の次の概要調査に行くかどうかとか、それぞれ市町村が決めていくということが制度に入っておりますので、そのときに首長さんが議会と相談をするとか、いろいろな仕組みが地域にあります。そういう中で、この住民の声も確保しながら、それを地域が合意形成にどう使っていくかというのは、地域が、市町村がきちんと考えていただくというのが大事なんではないかなというふうに私は感じております。

ですから、こういう場を確保するということを位置づけるというところが今の段階では非常に重要なのではないかなというふうに感じております。よろしくお願いします。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、あと新野委員にご発言いただいて、そこで一旦切りまして、それで事務局に答えてもらおうと、こういうふうにしたいと思います。

では、新野委員お願いします。

○新野委員

よろしくお願いいたします。

私は、これまでのご発言された委員の方のご意見は、ほとんど全て私も同じように考えます。その上でですが、ページでいいますと4ページ、今の基本方針ですが、多分これまでのいろいろな大方針の文章にこのワーキングでもさほどの大きな異論はなかったかと思うんですが、それが現実的に実行されなかったというところが一番問題なんであって、それがどうしてかということをも多分読み解かねばならないかと思っています。

この基本方針は間違ってもいいし、異論がないんだろうと思うんですが、今ここを何か意識的にいじるとなれば、例えば、2のところの一から七までであるところの項目の六が本来今の議論から踏まえれば、二に来るのではないだろうと思うんですが、そういう優先順位の意識を高く持ってくることで、こういう議論に参画しない実務に携わる方々に少し後々読んでもらうためにはそういうような手法をとらざるを得ないのかなというふうに感じています。

もう一つは、ページでいいですと6ページですか、これはNUMOさんが新しい領域にもお仕事を広げられるというご意思はとても貴重なお考えだと思います。ただ懸念されるのは、こういう議論や方向性を深く考えていらっしゃる方の意識と今現状で地方の方たちが今の現状しかわからない方がこれを受け入れるときの誤解やこれからの新しい施策を混乱させないためには、地域の範囲をきちんと認識をしたり——要するに、市町村とかという単位がありますが、どこが対象地域になるかわからないというところで余りにも幅が広過ぎるために、経済を考えるというような高い意識が利害関係にまで及ぶ懸念がありまして、これまでも良かれという施策がお金の集まる場所で利害がどうしても発生しますよね。それが悪いではなくて不透明になっていくことがなかなかご理解と結果がうまくいかなかったというような苦い経験が多々あるわけですので、その辺、どの辺の範疇を考えられるのか。

すごく小さい地域ですと、経済活動というのはそこにはとどまらずに、かなり広域になるはずで、昔で言えば郡とか、その近隣の市町村までが交通とか移送とかのことで必ず入ってくるんでしょうから、それと大きなお金が動くために、小さな町村では賄い切れないお金が動くために、かなり広域に利害が発生するはずなので、最初からピンポイントでやってしまうと、後からかけ違えることがあるのではないかと思いますので、これはきっと細かい話になるんですけども、何か文章だけ読むと非常にそういうような思いがいたしました。

それと、最後の10ページで説明させていただくと一番わかりやすいと思うんですが、最後のところなんですが、NUMOさんが「対話の場」を中心になって仕切られるようなイメージで書かれていますけれども、本来こういう場では何の問題もないかと思うんですが、どうしてもこれまでの経緯からして推進の団体だというイメージはあるわけで、当然今も推進をされる実施主体がNUMOさんであるために、住民側のいろいろな多様な住民の立場からすると、そういうところに参画する、これまでの歴史がありますので、そうなるとうのかなという疑問があります。

資金のところは、こういうところが色のないところで議論する以上に、現場では資金のことは非常に大きく影響してくるんだと思うんです。

私も時々体験を発表しろと言われて、最後に質問のところで、「どこの資金で活動していますか」と必ず、~~×~~外国の方にも聞かれます。それが意識的には組織のありようというのは、

非常に資金で読まれるんだなという体験をしてきました。

そういうことを考えると、先ほどどなたかがおっしゃったり、欠席されている伊藤委員がおっしゃられた中にもあるだろうと思うんですが、色のつかない資金で運営されていくことが最終的に非常に重要になことに結果的には地域にはなるのではないかと思います。

最後にあとこれは高レベル放射性廃棄物だけの議論の「対話の場」の構図だと思うんですが、国民の理解の場が必要だというご意見もあったわけですが、それを切り離して考えられているのか。私の立場からはなんかからすると、地方というのは人材が多くいまずので、幾つも場を設けるというのは結果的には無理ではないだろうかと思うんです。

そうすると、国民全体へのメッセージを理解させる場がかぶって高レベル放射性廃棄物のところの場になるほうが逆に好ましいわけで、そうすると、最初からの資金の提供のあり方や運営の仕方なんかも少し違ってくるのではないかと思います。中身によって組織の共催のようなイメージを伊藤先生書かれていますけれども、こんなふうな広域の団体がありながら、この問題に対しては今日はNUMOさんが中心になってやるとかという柔軟な運営がされて、長い間同じような組織がいろいろなふうにご利用いただけるような場になるほうが現実的なような気がしますし、評価を受けたり評価をし合う場合にも、そのほうが合理的であって、これまでは必要に迫られて単発でいろいろな会が持たれて、短時間で消えていくということを繰り返してきたように思うんですが、そうすると検証はできませんし、情報の積み上げがないので、短時間でのよりよい会話というのはでき得ないのではないかと思います。ので、継続をさせていくというこの意識があるのかないのかというのもお伺いしたいなと思いましたし、対象とする住民というのとどこがどの辺までの人を想定しているのか。市と村というだけの小さな所場合で議論することをお考えなのか。それとも若干経済を含めた広域の場の議論も踏まえてお考えなのかというところをもう少し整理いただいてご説明いただけたらと思います。

以上です。

○増田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、5人の方からご発言があったんで、今のお話について、この場でお返しできる点について順次ご回答、あるいは考え方を示していただくかというふうに思います。その上で次の残りの方のほうに入っていきたいと思います。

それでは、室長からお願いします。

○小林放射性廃棄物等対策室長

ありがとうございます。まだご発言されていない方もいらっしゃいますけれども、既にたくさ

んご質問等を頂戴しましたので、答えられる範囲で今後の後半の議論のためにもお答えさせていただきます。

順不同で恐縮ですが、1つ目、吉田委員の方から文献調査に入るまでが大事だということの一環で、その入るまでの対話の場のようなものは設けないのかというご質問、もしくはぜひ考えてほしいというご意見をいただきました。

それから、それに関連するようなお話だったと思いますけれども、崎田委員からも前段の学習の機会がそうしたものに徐々に移行していくといえますか、発展していくというようなことがあるというようなお話をいただきました。前回のプレゼンでもそういうお話をいただいたというふうに記憶をしております。

それから、今の新野委員の継続性のお話も私の理解としてはそういったことへの配慮ということだと理解をしております。それぞれのご意見、事務局としては同じようなことを考えているつもりでおりまして、前段の前回の崎田委員のプレゼンテーションに即してあれしますと、まずは国、NUMOからの情報の発信、それを知ってもらうという段階から、やがてはもう少し関心を深めたいというふうに先方が思っていたけると——まあ、それはすみません、私の記憶も必ずしもあれですけれども。先方が学びをしていくというような、そのときにはもう主語が「地域」なり「住民」ということになっていると思いますけれども、そうした学びをどうやって支えていくかというステージ、それからそのステージが発展したら、地域住民同士で学びの発展ですけれども、対話をしていくというようなことがイメージとしてはお話しいただいたかなと思っております。私としてもそういうステージアップが念頭にあって、そうしたことを重視しながら制度設計していくことが大事だというふうに思っております。

そういう意味では、先ほど私の方からご説明した、ページでいきますと5ページ目ですけれども、①のところに、こうした事業について関心を有し、理解を深めようとする地域に対しと。これはそうしようという意味は地域側にあるという前提でございますけれども、そうした地域に継続的な学習の機会が提供されるように努めるということで、ここは学びのステージというイメージでおります。しかし、そこは一定の——これは公的な自治体がどのように関与するかというのは、まさに地域の事情によって違うと思いますけれども、そこにお住まいの方の何人かの方、もしくは何グループかの方、そこも状況によって違うと思いますけれども、そうした学びに対する支援を継続的にしていくということが大事だというふうに思っています。これが文献調査の開始の前に十分熟して、やがて文献調査の開始ということになれば、自然体でいけば、これが発展的に対話の場のほうに移行していくんだというふうに想定をしていますけれども、しかし、「対話の場」というものを想定するときには、これは法定プロセスに入っている、それから当該自治

体としてそこに入るという意味決定をした後、全く同じような学びの機会を継続するのか、何か新しく設計し直すのか、これは地域のほうでご判断いただくべきものであろうなということで、全く完全にシームレスであるということを想定するものではない。しかし、地域の中での学びから対話への発展としては、そうした機運、醸成としてはつながっているものだというふうに理解をしております。

回答として不十分かもしれませんが時間もとりますので、以上が1点目でございます。

それから2点目として、NUMOや国以外の専門家から、例えば寿楽委員のお話でいきますと、大学であるとかNGOであるとかシンクタンクであるとかといった例示が出されましたけれども、まさにそういったところから情報提供を受けるといったときに、活動資金をどのようにニュートラルティーを担保するかということは、これは工夫が要るところだというふうに思っております。北欧の例も紹介をいただきましたけれども、この設計は、今日ご提示した文章では「適切に」という3文字だけに意を込めていますけれども、具体的な設計というものが必要だという意識は事務局の方にもございます。そうしたところは、必要性は認識した上での今後の設計かなというふうに思っているところであります。

それから3点目、こうした場がどのように合意形成に活用されるのかということを地域地域であらかじめ決めておくということが大事ではないかという、これも寿楽委員からのご質問というか、ご意見がありました。崎田委員の方からも回答をいただいたというふうに、回答といえますか、ご意見をいただいたというふうに理解していますけれども。実際の地方自治の中においてどう設計するかということは、まさに地方の行政、それから議会の役割、これが国の地方自治の大きな設計の中で想定されているところだと思いますけれども、そうしたところの中で「対話の場」の役割を地域の中でまさに明らかにしておくことが「対話の場」に参画してもらうためにも大事だという趣旨のご意見だったと、寿楽委員のご意見はそういうことだったと思いますけれども、そうしたことを地域の方で考えていただく、決めていただくということは大事。それから、そうしたことをスムーズにいくようにNUMOなり国が適切にサポートしていくということが大事なんだろうなというふうに思っているところでございます。

それから、新野委員の方から地域の範囲についてご質問がありました。ここも日本の中には47都道府県あり、基礎自治体も約1,700ありますので、現時点のようにどこか特定の地域を全く想定せずに、一般論として想定している議論としては、なかなか難しいことがあるなと思いながらご意見をお聞きしていましたけれども、文献調査に入り、それから概要調査に行くときには、法定上、当該市町村の首長の意見を聞き、それから都道府県の知事の意見を聞くということが想定をされているところであります。そこについては、判断を求めるところまでの間に何らかの醸成

が必要だというふうに思っていますけれども、その至る過程において、どこまでの広域性を念頭に置いて考えるかということについては、まさに地域ごとの事情、特性があるだろうなど。今あらかじめ、こうしたような場で1,700なりの基礎自治体を念頭に一般論としてこうだというようなことはなかなか難しいかなというふうに思っています。

具体的に地域に学びの機会のようなものが継続的に行われれば、その地域に応じた設計というものをみんなで考えていくということではないかなというふうに思っているところでございます。

簡単でございますが、私から以上でございます。

○増田委員長

近藤理事長のほうから何かございますか。

○近藤原子力発電環境整備機構理事長

難しい問題なので、しゃべり出すと長くなっちゃうんですけども、長くならないようにしますと、文献調査に入る前と後で——まあ、後のほうについては、いろいろ課題はあるんですけども、割と整理されてきたなと思うんですが、前のところがなかなか難しいです。私もいろいろな問題提起をさせていただいた都合上、一生懸命調べているんですけども、我が国におきましては、ご承知のように、さまざまな公共事業の分野で「パブリックインボルブメント」という言葉も住民参加ということについて制度化することは重要ということでもって、国交省においては既に公共事業における構想段階における住民参加手続のガイドラインというようなのができていて、それなりに機能しているというところがあるわけです。

ただ、この場合は、全て上位文書で規定が特定されているわけです。広域道路のように非常に数自治体にまたがる場合もあるんですが、いずれにしても、当該者が決まるという、決まった上での手続が整備されているという状況なんです。ですから、これはいわば文献調査等に入った段階では、これが活用できるかと思うんで、その前については、なかなか文書もなければ例もないし、海外の場合も何かやっているんですけども、それをオフィシャルなドキュメントに残している場合はほとんどないんです。読みますと、非常にコンプレックスのプロセスを経て決めたという数行書いてある程度のことなんです。ですから、ここはまさにオリジナリティーを発揮しなきゃならないと思うんですけども、これが難しくて、ひとえに言いますと、そんなのは面倒くさいから——面倒くさいってひどい言葉ですけども、文献調査がまさにそういう学習過程なんだと割り切るとするのは1つの極端な例としてあると思うんですけども。今の法定プロセスを変えざるを得ませんけれども。そうすれば、そこそみんなで知恵を出して、まさに国土省のガイドラインじゃないけれども、そんなものを作って、そこでやっていくということもあるんですけども、そこにいかないとしますと、まさしく我々の知恵を出さなきゃならないというふう

に思っていて、そこは私どもとしては今考えていますのは、全国民対象の情報提供活動とそれから地域の希望者に、地域の希望に応じて勉強会等をサポートするという、そういう仕掛けでやってきているわけで、今後、科学的有望地の公表段階においては、恐らく自治体として手を挙げていただけたところもある。そういうものを希望するところがあるというふうに考えましたけれども、自治体に対してもそういうことができるような準備をしようというふうに考えているわけですが、そのところはそういう意味で、もっと皆様からお知恵をいただきたいなというふうに考えているのが正直なところでございます。

○増田委員長

どうもありがとうございました。いずれ、またこの点についてはいろいろな議論が必要かと思うんですけども、おっしゃったように、日本の公共事業なんかの場合には、かなり影響範囲も、それぞれの事業によってかなりパターン化されていますし。しかも長い歴史があるんで、その中ででき上がったものはあるんですけども、こちらのほうはそういうことがないし……というか、ですから、日本はオリジナリティーを考えていかなくちゃいけないんだと思うんですけども、確かにおっしゃるとおり、海外に行っているいろいろ聞いても、なかなか実際の法定手続以前のところは——まあ、日本の場合において、行政というのは何でも文書を残してきちんとやる。中には文書をあえて出さなかったりとかいろいろ問題もあるんですが、それにしても、かなりかちつとした行政になっているんですが、海外の場合にはかなり融通無碍のように思えるところもあって、法律自体が慣習法で成り立っている国もあるわけです。ですから、なかなかまだ探りづらいところもあるんで、近藤理事長、一番その点についてもお詳しい部分もあると思いますが、引き続きまたよく中で検討もしていただいて、今日のペーパーで私見てみましても、NUMOが——今日のご意見でも従来の地質よりももっとはみ出て、それでいろいろやっていくということについての方向性はもう皆さん方のご意見としてご理解いただいていますので、それをどういうふうにするか、これはまたこの場でも議論していく必要があると思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、残っている方が朽山委員、それから辰巳委員、伴委員ですので、この順番でご発言いただきたいと思います。

では、朽山委員からお願いします。

○朽山委員

ありがとうございます。

私も全体としては、これは非常に結構な話ですし、文献調査の開始に至るまでにいろいろなことを議論しないといけないという問題意識もちゃんと捉えていると思うんですけども、5ペー

ジの説明などを聞いて、それから最終的にこの10ページのイメージの図を見せていただくと若干気になるのは、文献調査開始に至るまでに地域の人々がどんなことに疑問を持っているかということ、山崎委員が最初にご指摘になったように、地層処分の必要性でありますとか、なぜ地層処分かとか、そういうことと同時に、それを国とか国民の問題として廃棄物の問題を考える。崎田委員が前回のときに「私ごと」というふうにおっしゃいましたけれども、そういうことがすごく大事になるんですが、これは「対話の場」で地域とそれからNUMOがもう常に地層処分ということを選択して実施してくださいと言われていて、そういう任務を背負ったところが説明し切れないものがある、その時に非常に大事になるのは国民全体の問題ですよということを説明しよう。国がそのことを解決しようとしているという意味で、前面に立ってそういうことをやっていかなきゃいけない。この対話の主体というのは、地域とNUMOだけでなく国も密接に関与していると。もう少し積極的にそこでは対話するんだということがないと、国民には全体に廃棄物の問題というのは、いろいろなことの中で入ってきて、全体として国として解決しなきゃいけないんだ、社会として解決しなきゃいけないんだということがなかなか伝わらない。そうすると、そういうことに協力することによって自分たちもちゃんといろいろな貢献ができるんだということがなかなか出てこないという問題がありますので、最初のところでは、国がもう少し主体的にこういうことのコミュニケーションに関与するというようなトーンを書き方をしていただければすごくいいのかなと思います。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、次辰巳委員お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。

私も全く同じで、1ページに4つ、「以下の項目を」と書いてくださった1のところで、もうちょっときちんと深めていかないといけないというふうに思っておりまして、ここに「開始に至るまでの理解活動」と書かれているところからもうちょっと違う書き方をしてほしいなというふうに思って、「理解」というのは、一方的に理解してもらおうという活動にしか思えないんであって、だから、どういうふうに変えるかはわからないんですけども、例えば「関心を深める」とか、今の必要性を……何だろう、「地層処分にに関しての関心を深めていく」というふうな感じの活動というふうな、もうちょっと中身をちゃんと書いていただけるといいなというふうにまず思いました。

それは、これがないと地域のほうの人たちにも伝わらないというふうに思うので、国民がみんな知っているというか関心がある、重要事項ですよということがわかった上での地域の話になっていくというふうに思います。そういう意味で、新野委員がおっしゃったように私も全くそう思っていて、4ページに7項目書いてくださっているこの7項目は変えることができないというお話ではあるんですけども、順番は違っているように思うんです。

この順番になってしまうと、選定地が決まり、その後、ここの地域でこういうことが行われるということを国民に理解してもらおうという、そういう発想に受けとられがちなので、書いている内容はそうとは書いていませんけれども、順番というのは何となく私たちは順番どおり上からプライオリティーあるようなイメージにどうしてもとりがちなもので、これは何が何でも変えるべきじゃないかと私は思っております。

それで、例えば、今地層処分の技術ワーキングでいろいろ検討なさってくださっているような話なんかも、今既に国民にちゃんとこういうことを今やっていて、こんなことを考えていますというふうなことももう既にやっていくべき活動の一つかなというふうに思っておりますので、知恵をお出しくださいというお話だったもので、そんなあたりのことのコミュニケーションも必要だろうというふうに思います。

それから、あと8ページ以降でしたっけ、「対話の場」という表現ですけども、仮称ということで、私はとてもいい単語だというふうに思っていて、「対話」というのは非常に一方的ではないし、話し合いましょうということなんで、その言葉はそのままいいような気がします。ただ、その位置付けが私もここでは余り明確ではないという。位置付けというのは何かというと、お金の出所というのもすごく重要なことなので、そういう意味で「位置付け」という言い方をしたんですけれども。

それで、10ページなんですけれども、ここで描かれている絵というのは1つのイメージではあるんですけども、できれば、下の「住民」から矢印が上がって行って、「地域を代表する」という表現になってしまっているの、このあたりはちょっと違うんじゃないかなと。それで、「地域を代表する」というのは、いろいろな地域にいろいろな場所がある、多様な場があると思うんですけども、町会長が出てきたり、PTAの何とかさんが出てきたりとか、勝手に過去のそういう場を想定して、「地域を代表する」というと、どういう人というふうに決まってしまうので、ここでこういうふうに限定してしまわないほうが私はいいと思っていまして、「地域の多様な住民の参加」ぐらいにしていいただければ、いろいろな方も参加していいよという話。

それから、あと私は新野さんが長期に1つのところで行いつつ、評価も受けつつというお話があったんで、それは確かに地域でやっておられる方たちのご意見なんだろうというふうに伺いつ

つも、1つだと、そこがどうも私は柔軟にうまくいけるのかなって、固定化していくようなイメージもあったりして。だから、陰の内閣じゃないけれども、それに対して、またそこに話し合いを持っていけるような、違うような場もあってもいいというふうに思いますもので、何か幾つもあってもいいというふうなイメージにいたもので、ああ、新野さん、そういうふうに思っていらっしゃるんだというふうにちょっと思って、そこら辺ももうちょっと話し合いが深められるといいなというふうに思いました。

あといずれにしても、この基本方針に関してなんですけれども、読ませていただいて、誰が何をするかというのを非常に詳しく書き過ぎていて、かえって誰が何するかがよくわからない。もうちょっと今後シンプルに明確にわかるように、同じ単語が何回も使われていて、ちょっと読みにくいなと非常に思いましたもので、ぜひぜひ順番、プライオリティーが——順番はプライオリティーがないと言われればそういうことなのかもしれないですけども、そういうふうに受けとりますので、そういうことと、あと中身の書き方をもう少しシンプルにならないかなというふうに思いました。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは、伴委員お願いします。

○伴委員

多くの委員の方々の指摘されているように、私もまた文献調査開始に至るまでの理解活動の重要性ということに全く異議がありません。

今はこれまでの公募方式から国が申し入れるという方向性に向かって歩みつつあり、その際の具体的な手続というか、システムというか、そういうのをつくろうとしている段階だと理解をしています。

国からの申し入れが行われたときに何が重要かということ、その地域の住民が主体的に参画して合意形成を行って、その諾否を決めるということが重要だというふうに思いますし、中間とりまとめについても多様な立場の住民が参画する地域の合意形成の仕組みというふうなことが書かれているわけです。

ですから、その地域住民が参画して合意形成をする。その結果として諾否を判断するというのをきちんと保証するような仕組みをつくらないといけないと思っていて、これまでのスタンスは、公募を待っている、つまり、応募するということは、そこにある種地域の主体性があるわけです。そうではないやり方をとるということになっているわけですから、確かに法定では文献調査開始

に当たっての判断というものが何も書かれていないけれども、新しいやり方が提示されているわけだから、その文献調査の受け入れに関する地域の主体的な判断というものを何らかの形で組み込んでいかないといけないんじゃないかと思うのですが、今日示されているものの中には、その部分が欠けているように思うんです。

法的にはないからということなんだけれども、やり方が変わろうとしているんだから、法律を変えるなのか、あるいは基本方針なのかということは判断があるかもしれませんが、何らかの形で組み込まないといけないというのが僕の意見のまず基本です。

その上で幾つかの点を言うと、8ページのところで言うと、「主体的な対話の場」で「住民が参加する」というタイトルになっていて、中間とりまとめを引用しているので、「多様な立場の住民が参画」というような言葉になって、その後「制度的な位置づけを検討すべき」ところでは、また「参加」というふうな用語の使い方をされていて、説明のところでは一貫して「参画」という言葉が使われていました。これは、前の議論で「参画」という言葉が選ばれていた経緯もあり、制度的な位置づけの改定のポイントの中、あるいは基本方針の改定の中でも「参画」という用語を使ってきちんと書き込んでいただきたいと思います。

次に、寿楽委員がおっしゃったお金の問題です。資金をどうするのかとって、非常に下世話な言い方で言うと「ひもつき」と思われないようにしていかないといけないと思います。

それで、これは後の議論にかかわってくるのかもしれないんですけど、次回以降の議論のところで、NUMOや経産省等の活動に対する評価というのに関わってくるかもしれませんが、またそういう客観性を示す第三者機関が必要ではないかと思いますが、そういう機関を設立して、そこが例えばノウハウを持っていない地域、伊藤委員の意見にもありましたけれども、必ずしもどの地域もノウハウを持っているわけではない。そういうことへの対応とか、それから対話の場のある種運営——運営は地域主体なのかもしれないけれども、それに関する資金の提供とか、あるいは講師の派遣とか、同時に経産省なりNUMOの活動の客観性を評価するだけではなく、もう少し役割を持った機関として設立して、そこがやっていけば、その資金のひもつきでないということにもなっていくのかもしれない。対話の場の議論についても、この前の委員会ですと、NUMOは後方に引いて、NUMOが主体になることはないというふうなことでしたが、地域主体で行うにも第三者機関が関わっていたほうが、より客観性を持って見られるのではないかと思いますので、そういう機関の設立に向けて、これは次回以降の検討かもしれませんが、そういうのと組み合わせてやっていくのが良いのかなと考えています。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

○辰巳委員

委員長、質問を1つしていいですか。

○増田委員長

いいです。それから、今辰巳委員からご質問いただきますけれども、あと先ほど辰巳委員の発言の中で新野委員の発言あったんで、もし委員同士でお答えすることがあれば。

では、先に辰巳委員お願いします。それから、新野委員。

○辰巳委員

すみません、さっき1つだけでというお話もちよっとあったんでというお話ですけれども、それはある1つの地域でのお話ですよね。可能性としては、別に1つの地域じゃないというふうに考えてよろしいんですね。これが質問だったんです。例えば、あちこちの地域でこういう場があっても、それはそれでいいという考え方でよろしいんですね。そこら辺が余りわからなかったから、曖昧な感じだったもので。何か1つだけに、1つの地域だけというイメージにとりがちだったもので。

○小林放射性廃棄物等対策室長

その点だけ簡単に答えますと、おっしゃるとおりで、まず関心を持ってくれる地域というのは多ければ多いほどということでございますし、実際に法定調査に入ることまで考えたとしても、全国の複数の地域でそうした調査を実施し、その場その場で地域の対話が活発に行われるということを理想として進めていきたいというふうに考えているところです。

○増田委員長

それでは、新野委員ございますか。

○新野委員

すみません。私の発言がちょっと言葉足らずだったろうと思います。真意は、理想的な会が前提で申し上げていたというような認識がありました。辰巳委員が言わんとするところも十分に懸念していますし、理解もします。現実的には、こういう会がどの住民から見ても、公平・中立のように見え——できるだけね。近づいていけば特段問題はないんだろうと思うんですが、公平・中立というのは主観的な問題として、全ての方が納得できる会というのはなかなか難しいなというのはわかりますので、そういう意味では複数あってもいいんじゃないだろうかと思います。

ただ、こういう会には人材が必要ですし、目的をぶれずに維持するというのは継続すればするほど困難がつきまといますので、そうすると自治体とか住民とか住民を代表しているような住民の代表組織ですか、そういうところにそういうような人材がいるのかというと、小さい地域にな

ればなるほど、ほぼおいでにならないだろうと思うんです。そうすると、どなたかいろいろな、寿楽委員や伊藤委員やいろいろな委員さんがおっしゃられたとおり、やはり専門家、コミュニケーションの専門家や技術的な専門家やいろいろな意味でこのこういうものをバックアップできるような能力を持った方が客観的においでになって、そこに色がつかないということがとても重要なんだと思うんです。

そうすると、また資金源というのが絡んでくるんで、伴委員がおっしゃられたような第三者的なお立場のところが入り口で関与したり、そこが積極的に入り過ぎると、第三者じゃなく、その方たちも当事者になってしまうので、そこが非常に懸念される場所なんです。そこはまた知恵を持って、何を懸念するのかということが明確になってくれば、どういう遠慮やそういうものが必要なのか。出れば出るほどいいわけではないというふうなお互いの棲み分けにつながっていくんだろうと思うんですが、それは最終的にはそこが一番重要なところだろうというふうに思っていますので、辰巳委員にはご理解いただけますでしょうか。

初期には幾つもあったでもいいんでしょうけれども、法定調査に入ったときに、それは法的な会に位置付けられるという認識でよろしいんですか。この「対話の場」というものの位置付けというのは。乱立という変な言い方ですけども、幾つあったでもいい、何があったでもいいというところはまた自由度があって、資金は出しますよという範疇なんだろうけれども、それが永続的にこの調査に関わる会にはならないんだろうと思うので。そうすると、法定の位置付けというのは、どこかピンポイントで立地的なものが絞られてきたときには、それに対しては、おおむね大小やなり、形は違えど1つだろうというふうな認識でよろしいんでしょうか。

○増田委員長

どうぞ。

○小林放射性廃棄物等対策室長

まず、今の新野委員のご質問にイエス、ノーで答えれば、私皆さん、これは法定調査まで入れば、1地域に1つということ想定してずっとご議論されてきたんだというふうに理解をしておりました。

それと、先ほど私、辰巳委員のご質問にもしかしたら間違っただけかもしれませんが、日本全国で複数の地域において調査をするということをさっき申し上げたわけでありまして、1地域に対話の場が複数あることを理想と申し上げたわけではないので、そこはもし誤解があれば、改めて説明、今のご発言をさせていただければと思います。

○新野委員

最初からそうなんですね。文献調査の前からも1つ。

○小林放射性廃棄物等対策室長

文献調査の前の、これは私の意見というより今までの皆様からのご意見を私なりに理解をしているものとしては、文献調査に入るまでの、ここで行きますと①の学習の機会というものは、いろいろなグループなりが同じ地域の中にも複数存在するということは、他の、例えば最終処分ではないような公共事業のようなものを想定しても、過去日本の経験則としては十分あったことではないかなと思いますし、場合によっては立場や意見が違ような方々がそれぞれで勉強を深められるというようなことは十分あっていいんだろうというふうに思っております。

○増田委員長

私が言う立場じゃないかもしれませんが。一応議論の整理ですと、しかも、これまでの公共事業という、他のことから考えあわせると、学習の場はいろいろな場があつていいんでしょうね、それは。学習の場というのは、それぞれの関心に応じてできれば、そこに国なりNUMOなり専門家の人ができるだけ出かけていって、多様な学習の場に手分けしていって、それで全体の意識をだんだん上げていくということが必要なんだと。

それから、あとそれがだんだん手続が具体化していって、法定の場到手続が入っていくと、「対話の場」というのは、そういういろいろな個々のグループ同士が対話する場ですから、それは1つの場でできるだけ多様な人たちが参加して、それで議論することが望ましいと。したがって、「対話の場」に参加する人たちも何らかの意見を代表したような形になるんで、多分多様な代表者ということについて辰巳委員から古い組織の代表者ばかり来ていた、それはまさに選び方というか、代表者の選び方で。ただ、参画するのは、ここで言っている代表には余り色ついてなくて、それぞれの何らかの意見を代表した立場で参加していただくと。ただ、選び方についてはいろいろ、またきちんと決まり切った人の組織の長だからというので、まさに充て職的に入ることは避けるとか、そういうことなのではないかなというふうに思います。

それから、あとあわせて、ちょうど「対話の場」の話があつたんで、言葉とすれば、今までの経緯からすれば、これは伴委員がおっしゃったような「参画」なんでしょうね、ここは。「参加」ではなくて「参画」で中間整理などもまとめましたので、ですから、8ページの中に住民の「参画」と「参加」と両方書いたんだけど、ここは「参画」ということで、一番上の表題というんですか、③のところと、それから下のほうの枠の「参加する「対話の場」」。したがって、10ページの参考の概念図のところも「多様な住民の参加」と書いていますが、ここも多分「参画」ということが適切ではないかと思います。このあたりは、後でまたよく見ておいていただければと思います。

他に何かございますか。

それでは、寿楽委員どうぞ。

○寿楽委員

ありがとうございます。

今ご議論のあったところとも関係するんですが、新野委員からあった地域というものの重層性というんですか、どういう単位をここで地域というものとして念頭に置くのかというのは、これはなかなか慎重な検討を要することだと思います。確かに、ある地域という単位に対して何個も対話の場があるのは少し奇異な感じはしますが、地域というものがそもそも重層的な概念だとすると、これは委員長とか伊藤先生のご専門なので私が申し上げるのも恐縮なんですけれども、そこをどう考えるのか。とりわけ、合併等が進んで市町村は広域化しているところもありますし、他の原子力施設の問題でも近隣自治体の問題ですとか、そういうことを考えますと、この「対話の場」というのも、ある1つの地域と、具体的には地域に対しては1つかもしいませんが、そもそも地域の単位が市町村ということだけを念頭に置いていいのか。先ほどもご指摘あったように、郡みたいなぐらいの広がりがあるものであるとか、都道府県レベルであるとか、逆に広域化した基礎自治体においては、その中の旧何とか町とか、何とか市とかというぐらいの単位ですとか、何とか地区とか、そういうこともあるのかもしれません。どういった単位でこういう議論をするのが地理的には、あるいは地理的と言っても、自然地理的な意味だけではなくて、人文地理的、政治地理的にどのぐらいの単位で検討するのがいいのかというのは今後詰めて、重層的に複数こういう場があるということは場合によってはあり得るという、そういう判断もあってよいのではないかなと今ご議論を伺っていて感じましたので、コメントいたします。

○増田委員長

それでは、吉田委員が手を挙げて……崎田委員、今の関係ですか。それとも別の関係で。

○崎田委員

今の。

○増田委員長

今の関係。

それでは崎田委員、それから吉田委員ということにして、今日は一応ここで議論を締め切りたいと思います。

では、崎田委員お願いします。

○崎田委員

ありがとうございます。

今地域の市民が参画する、主体的に参画する場というのをどういう、例えば地域の大きさかと

かいろいろなご意見があつて、私はぜひ柔軟にしておくということが大事なんだというふうに思います。

実は、これ何のためにやっているかというところ、7ページにある文献調査のこの仕組みのところにどううまく貢献できるかというところが重要なんだというふうに思っています。

今仕組みとしては、地域の意見をきちんと聞くという仕組みになっていて、それが市町村長とか議会に聞くような形でなっていますが、地域では市民の声がきちんとそういうところに入るかどうかというのをみんなが関心を持っているわけですので、基本的には市町村とか何か1つの行政単位をイメージして今まで話してきたと思うんですけれども、現実に関後科学的有望地の公表というのがどういう大ききで公表されるのかとか、私たち、今全くイメージがわかりませんので、それに応じて勉強の場の輪というのも柔軟に考えておくというところも必要なかなと思って伺っておりました。よろしくお願いします。

○増田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、吉田委員お願いします。

○吉田委員

ありがとうございます。

私は、今皆さんが言われた部分で、この「対話の場」というのがどういうふうに進まれるかというのは大体わかったので、これらが複数に関後進められるにおいて、恐らく短い、ある程度限られた時間でやると思うんです。その場合に人材がいるのかというのが一番気になるところで、要は問題意識を持って地層処分のことと、あとそういう技術的なことも含めて、そういうのが複数な箇所であれは日本全国で展開されたときに、あるところでは、「えっ、そういう話をしていたの」、「いや、こういうところは聞いていないな」とか、別に金太郎飴にしろとは言わないですが、そういうできるだけ適切に均一でかつそれが提示できる人材を今から準備しないと、多分人材育成が一番時間がかかりますので、その辺も——まあ、もちろん、最終的には誰がするのかということになりますが、NUMOにしろ、国にしろ、そこをきちんと体制とか補填すると思うんですか、それをどこかで織り込んでおくというのは大事じゃないかなというふうに思いますので、そこはよろしくお願いいたします。

○増田委員長

どうもありがとうございました。

人材の問題は、もちろん国ですとかNUMOという、あと先ほどの議論の中にも少し出ていました大学ですとか、そういうシンクタンク的なところという固まりも原子力関連のところに当然

なるんでしょうけれども、あと地層とか地質については大学のご協力をいろいろいただいています。いずれにしても相当幅広く考えなければいけない、総力を挙げて考えなければいけない。場合によっては海外のことも含めて考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

それでは、多様な意見をいろいろいただきました。きちんと整理できる意見ばかりだというふうに思いますので、今日は意見をいただいて、それでまた今後きちんと整理するときにまた皆さん方に今日の意見を反映したものをどうするかということでお示しをできればというふうに思いますが、今日の議題に関係することは以上にいたしたいというふうに思います。

それから、杓山委員にお願いをいたしたいというふうに思いますが、現在、科学的有望地の要件・基準について技術ワーキングのほうで検討をお願いしておりまして、これまで2回開催をされたというふうにお伺いしていますので、杓山委員のほうからその状況についてご説明をお願いできればというふうに思います。よろしくお願いします。

○杓山委員

技術ワーキングの方の報告をいたします。

科学的有望地の要件・基準の検討といたしまして、現在までに12月8日と1月14日の2回、技術ワーキングを開催いたしました。

審議の前提として、まず科学的有望地は一体何に対して有望なのかという点が議論になりました。この点は、今回の検討はあくまで法令に基づく処分地選定調査の前段階として評価するものである。したがって、個別地点の最終処分施設建設地としての適性を保証するものではなく、その適性は今後段階的に確認されるものであるということが確認されました。

次に、検討事項、手順の考え方について議論になりました。

特に、これは参考資料2をご覧いただければと思いますが、回避する手順について、回避の必要性が高いものについては「回避すべき」とすることに加え、「回避が好ましい」概念を追加してはどうかというご意見が多く、その整理で検討することとなりました。

その結果、回避が好ましい範囲という観点から隆起・侵食、地温活動、火山性熱水、深部流体、鉱物資源について議論いたしました。

具体的な要件・基準については、次回以降、操業時の安全性の確保、事業の実現可能性の確保等の観点から影響を与える事項も踏まえてご議論いただく予定でございます。

以上でございます。

○増田委員長

どうもありがとうございました。引き続きの検討のほうをどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、今日の議事は以上でありますけれども、次回の当ワーキングの予定について事務局からお願いいたします。

○小林放射性廃棄物等対策室長

ありがとうございます。

次回の審議につきましては、先ほどご説明をいたしました資料の2ページ目です。「制度的な位置付けを検討すべき事項（案）」ということで、本日の議題を含めまして3つほど柱を提示いたしましたけれども、こちらのほうを順次ご議論いただくということをまずやらせていただきたいというふうに思います。

先ほど委員長からお話がありましたけれども、委員の今日いただきました意見も踏まえて、これら一巡したところで改めて全体の整理をさせていただきたいと思いますが、まずはこの順に従って、1度各論での議論をというふうに考えるところでございます。

日程につきましては、また別途調整をさせていただきたいと思います。

○増田委員長

今日はありがとうございました。

それでは、今日のワーキングのほうは以上で閉じさせていただきたいと思います。どうもご苦勞さまでした。ありがとうございました。

—了—